



今月の記事

C O N T E N T S

● 日本年金機構

- 事業主の皆様へ 7月10日までに算定基礎届の提出をお願いします。…………… 2
- 国民年金の加入もれはありませんか? …………… 3

● 全国健康保険協会 佐賀支部

- 加入者・事業主の皆さまへ
保険料負担を軽減するための取組みについてのお知らせ …………… 4~5

● 佐賀県社会保険協会

- 平成24年度 社会保険事務講習会開催のご案内 …………… 6
- ワーキングマップ(三瀬村:やまびこコース) …………… 7

- 年金相談窓口開設等のご案内 …………… 8
- 一般的な年金相談に関するお問い合わせは『ねんきんダイヤル』0570-05-1165(ナビダイヤル) …………… 8
- 「賞与支払届」のご提出をお願いします/資格取得月・資格喪失月の取扱い …………… 8

● 社会保険料は納付期限内に納付しましょう。

職場内で回覧しましょう。

事業主の皆様へ

7月10日までに 算定基礎届の提出をお願いします。

(届出用紙は6月初旬より順次、事業所宛に送付されます)

- 「算定基礎届」は4月・5月・6月に支払われた報酬をお届けいただくものです。
(給与を当月に支払われる事業所様は4月分・5月分・6月分の給与額をお届けいただきますが、給与を翌月に支払われる事業所様は3月分・4月分・5月分の給与額をお届けいただくこととなります。)
- 「算定基礎届」の提出がありませんと、「標準報酬月額」の見直しができませんので、提出期日までに必ずご提出をお願いします。
- 平成24年5月31日以前から被保険者の方は、「算定基礎届」の提出が必要です。
(6月初旬にお送りしております「算定基礎届」は5月19日までに年金事務所または事務センターで把握している被保険者について、氏名・生年月日等を印字しておりますので、平成24年5月31日以前から被保険者である方で送付された「算定基礎届」に記載のない方は手書きによりお届けが必要となります。)
- 「総括表」及び「総括表 附表」のご提出をお願いします。(現在、被保険者が「0人」の場合でもご提出ください。)

社会保険・労働保険事務説明会を開催します。

開催日時等につきましては社会保険さが5月号に掲載しておりますのでご参照下さい。

定時決定における保険者算定の基準

定時決定において、保険者算定(被保険者の勤務日数や報酬等を勘案し、年金事務所において標準報酬月額の決定を行うこと)ができる場合についての、具体的な基準は、次のとおりです。

- ① 4、5、6月の3ヶ月間において、3月分以前の給料の遅配を受け、又は、さかのぼった昇給によって数ヶ月分の差額を一括して受けるなど、通常受けるべき報酬以外の報酬を当該期間において受けた場合
- ② 4、5、6月のいずれかの月において低額の休職給を受けた場合
- ③ 4、5、6月のいずれかの月においてストライキによる賃金カットがあった場合
- ④ 「当年の4、5、6月の3ヶ月間に受けた報酬の月平均額から算出した標準報酬月額」と、「前年の7月から当年の6月までの間に受けた報酬の月平均額から算出した標準報酬月額」の間に2等級以上の差を生じた場合であって、当該差が業務の性質上例年発生することが見込まれる場合(いずれも支払基礎日数が17日未満の月を除く。)

● **上記④の届出方法** …… 算定基礎届の備考欄に『年間平均』と記載いただき、次の資料を添付してください。

- ① 業務の性質上例年見込まれるものである理由を記載した申立書
- ② 被保険者の同意書
- ③ 当年の4、5、6月の報酬額等と前年7月から当年の6月の報酬額等を比較した書類

○ なお、ご不明な点があれば、ご相談ください。

お問い合わせ先

- 佐賀年金事務所厚生年金適用調査課 TEL0952-31-4192
- 唐津年金事務所厚生年金適用調査課 TEL0955-72-5162
- 武雄年金事務所厚生年金適用調査課 TEL0954-23-0122

国民年金の加入もれはありませんか？

- 厚生年金に加入されていた方が60歳未満で退職された場合は、国民年金に加入する必要があります。また、その方に扶養されていた配偶者についても同様です。
- 再就職された場合であっても、未加入の期間がある場合は、加入手続きが必要です。

国民年金第3号被保険者関係の届出について

- 第3号被保険者に該当したときの届出以外に、第2号被保険者が転職や退職したときも届出が必要です。具体的には、以下のような場合に届出が必要です。

こんなとき	被保険者種別	届出先
・配偶者である第2号被保険者が会社を退職したとき ・配偶者である第2号被保険者の扶養から外れたとき ・配偶者である第2号被保険者と離婚したとき ・配偶者である第2号被保険者が65歳になったとき	第3号 ➡ 第1号	住所地の市区町村
・本人(第3号被保険者)が就職して厚生年金や共済組合に加入したとき	第3号 ➡ 第2号	勤務先
・配偶者である第2号被保険者の加入する被用者年金制度が変わったとき(例えば厚生年金から共済組合)	第3号 ➡ 第3号 (種別は変わりませんが届出は必要です)	第2号被保険者の勤務先

【被保険者種別の説明】

- 第1号被保険者… 農林漁業や自営業などの人とその配偶者および学生
- 第2号被保険者… 厚生年金保険や共済組合に加入している人(原則65歳未満の人)
- 第3号被保険者… 第2号被保険者に扶養されている配偶者

保険料の納付が困難な場合は、免除制度をご利用ください

離職後、納付が困難な場合は、別途申請(失業による特例申請)をいただくことにより全額免除または減額を受けられる可能性があります。

※連帯納付義務者である配偶者または世帯主の方に一定以上の所得がある場合は、該当しない場合もあります。

平成23年7月分～平成24年6月分の

国民年金加入期間の保険料納付について、免除・減額等をご希望の場合は、

受付期限が迫っています(平成24年7月末日まで)。ご希望の方は手続きをお急ぎください。



国民年金加入手続・申請免除を希望される場合は、ご連絡いただければ申請書等を送付いたします。また、ご不明な点等ございましたら、年金事務所までお尋ねください。

お問い合わせ先

- 佐賀年金事務所国民年金課 TEL0952-31-4194
- 唐津年金事務所国民年金課 TEL0955-72-5163
- 武雄年金事務所国民年金課 TEL0954-23-0123



加入者・事業主の
皆さまへ

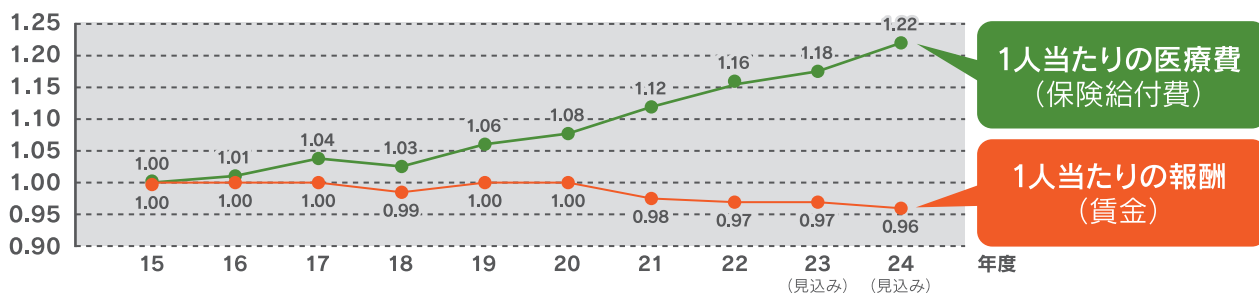
保険料負担を軽減するための 取組みについてのお知らせ

協会けんぽの財政状況は、増大する医療費と低迷する賃金により厳しさを増しており、高齢者医療への拠出金の増加などの理由により、平成24年度の保険料率は全国平均で10%（3年連続の引上げ）となりました。

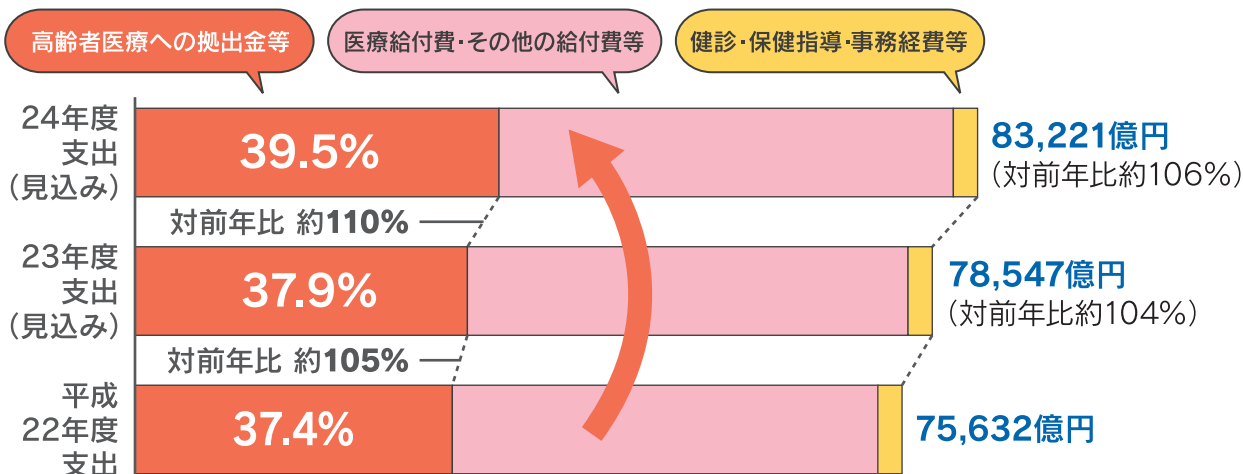
このような構造的な問題（協会けんぽの自助努力では対処できない問題）について、これまで「国庫補助の増額」や「高齢者医療制度の見直し」などを国に対して働きかけてきましたが、実現には至っておりません。

年々保険料負担が増加しており、「賃金が増えない中での手取り額の減少」や「加入する中小企業の経営を圧迫する」など切実な声があがっています。

【医療費と報酬（賃金）の伸び（対平成15年度の指数）】



【支出に占める高齢者医療への拠出金等の伸び率予測】



協会けんぽでは、これらの問題に対して平成24年度においては、毎月保険料を負担いただいている**加入者や事業主の皆さまと一体となって取組みを進めていきます。**

これまで以上に国や政府への働きかけを強化していきますが、それに加えて以下のような具体的な取組みを進めていきます。

- 加入者や事業主の皆さまの切実な想いを「**署名活動**」を通じて具現化する
- 47都道府県の意見を集約し、国に発信するための「**協会けんぽの全国大会**」の開催
- 加入者や事業主の皆さまの〈生の声〉を国に伝えるための「**アンケート**」の実施

増え続ける
保険料負担を軽減するために

署名活動へのご理解と ご賛同をお願いします!!

加入者や事業主の皆さまと一体となって、
切実な想いを国に伝えてまいります

署名用紙 協会けんぽホームページから取得をお願いします
(インターネット環境がない場合はお手数ですが下記連絡先へお申し出ください)

署名の対象 協会けんぽにご加入の方(本人・ご家族)などで、
署名にご賛同いただける方が対象です。

送付先 協会けんぽ佐賀支部へお送りください

※署名活動の詳細や不明な点は協会けんぽHPをご覧ください
※本署名活動でお預かりしました個人情報、ご本人の同意なく、利用目的以外に使用したり、第三者へ提供することはございません

〒840-8560 佐賀市駅南本町6-4 佐賀中央第一生命ビル2階



全国健康保険協会 佐賀支部
協会けんぽ

TEL 0952-27-0612

<http://www.kyoukaikenpo.or.jp/>

協会けんぽ 佐賀

検索



平成
24
年度

社会保険事務講習会開催のご案内

『協会けんぽの健康保険に関する講習』健康保険のしくみや給付、任意継続に関する講習。

地区	日時	会場
鳥栖会場	平成24年7月12日(木)	サンメッセ鳥栖 (鳥栖市本鳥栖町1819)
佐賀会場	平成24年7月13日(金)	アバンセ (佐賀市天神3-2-11)
武雄会場	平成24年7月18日(水)	武雄市文化会館 (武雄市武雄町武雄5538-1)
唐津会場	平成24年7月24日(火)	唐津市民会館 (唐津市西城内6-33)

講師 ● 全国健康保険協会佐賀支部職員

● 実施期間 各会場共通: 13:20受付 ▶ 13:40開始 ▶ 16:00終了予定

● 募集定員 佐賀・武雄 **50名** 鳥栖・唐津 **30名** (定員になり次第締め切ります)

受講決定者の方には後日、案内のハガキをお送り致します。

● 対象者 事業所の社会保険事務担当者

● 講師 社会保険労務士・日本年金機構職員・全国健康保険協会職員

● 参加費 **会員事業所は無料** (但し、平成24年度社会保険協会費未納事業所は3,000円のご負担をお願いします)

● 申込方法 下記の参加申込書にご記入の上、**FAX**または**郵送**にてお申し込み下さい。

● お申込みお問合せ
一般財団法人 佐賀県社会保険協会
〒840-0816 佐賀市駅南本町6-4 佐賀中央第一生命ビル9階
TEL.0952-26-3171 FAX.0952-26-3377



〈キリトリ線〉

社会保険事務講習会 参加申込書

整理番号			☎ おわかりになる範囲で結構です。
参加希望会場日時	(佐賀 ・ 鳥栖 ・ 武雄 ・ 唐津) 会場 / 平成 年 月 日 ()		
参加者氏名			
事業所名			
事業所所在地	〒 事業所電話番号 ()		
分からない部分・知りたい内容などありましたら、お書きください。			

※申込書にご記入いただきました情報は、この事務講習会以外の目的には使用いたしません。

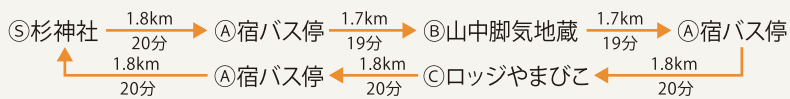
No.13 佐賀県 ウォーキングマップ

やまびこコース

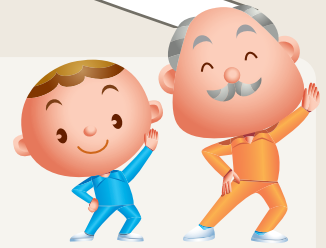
起点の所在地 ● 佐賀市三瀬村今村



コースの距離と時間 (総距離・時間：10.6km・118分)



金山山麓に清流と杉山に囲まれた静かな所に昔から「脚気の病に靈験あらたか」というので有名な脚気地蔵があり、夏はキャンプ場としてにぎわいます。ロッジやまびこには三瀬でとれた野菜や手作り餅・万十・味噌があり、おいしい水(地下400mの湧き水)が出ています。帰りには三瀬温泉でくつろげます。



照会先 ● 佐賀市 健康づくり課 (ほほえみ館) TEL 0952-40-7281
● 佐賀市三瀬保健センター TEL 0952-56-2200

平成24年7月 相談窓口開設カレンダー

日	月	火	水	木	金	土
1	2 延長相談 19時まで	3 鹿島市民会館 (予約)	4 多久市役所 (予約)	5 鳥栖市役所 (予約)	6 伊万里市役所 (予約)	7
8	9 延長相談 19時まで	10 基山町役場 (予約)	11 有田町役場 東庁舎 (予約)	12 鳥栖市役所 (予約)	13 伊万里市役所 (予約)	14 年金事務所 休日相談日
15	16	17 鹿島市民会館 (予約) 年金事務所 延長相談	18 多久市役所 (予約)	19 鳥栖市役所 (予約)	20 伊万里市役所 (予約)	21
22	23 延長相談 19時まで	24 基山町役場 (予約)	25 有田町役場 本庁舎 (予約)	26 鳥栖市役所 (予約)	27 伊万里市役所 (予約)	28
29	30 延長相談 19時まで	31				

年金相談の時間延長 週初めの開所日 17:15～19:00
年金事務所 休日相談日 県内年金事務所の休日相談日 受付時間 9:30～16:00

出張相談 予約制 相談時間 10:00▶15:00

出張相談所	予約申込先
鳥栖市役所 多久市役所 基山町役場	佐賀年金事務所 0952-31-4191
伊万里市役所	唐津年金事務所 0955-72-5161
鹿島市民会館	鹿島市役所 市民課年金係 0954-63-2117
有田町役場 東庁舎 有田町役場 本庁舎	有田町役場 住民環境課 国民年金係 0955-46-2114

※年金事務所での予約による年金相談も受付けております。
※希望される日の前日までに申し込んでください。

- 佐賀年金事務所……………☎0952-31-4191
- 唐津年金事務所……………☎0955-72-5161
- 武雄年金事務所……………☎0954-23-0121

※唐津・武雄年金事務所は、第2土曜日の休日相談については完全予約制です。

一般的な年金相談に関するお問い合わせは

『ねんきんダイヤル』 **0570-05-1165** (ナビダイヤル)

ご利用方法(ナビダイヤルの場合) …………… 自動音声応答の後にご用件の番号をお選びください。

- 一部のIP電話・PHSからは「03-6700-1165」にお電話ください。
- 大変申し訳ありませんが、通話料金(一般の固定電話の場合、接続先にかかわらず市内通話料金)はご負担頂くようお願い申し上げます。
- 間違い電話が大変多くなっております。番号をよくお確かめの上、おかけください。

〈受付時間〉 ●月～金曜日:8:30～17:15 ●第2土曜日:9:30～16:00
(月曜日は19:00まで受付時間延長)



- 祝日・12月29日～1月3日はご利用いただけません。
- オンラインの稼働時間によっては、ご照会の回答を翌日以降にさせていただくことがありますのでご了承ください。
- お電話の際は、基礎年金番号がわかるものをご用意ください。
- 自動音声応答の番号及び内容は追加・変更される場合があります。

●「賞与支払届」のご提出をお願いします。

賞与を支給されたときは、支給日から5日以内に「賞与支払届」及び「賞与支払届総括表」の提出をお願いします。また、賞与支払予定月に賞与の支払が行われなかった場合にも、「賞与支払届総括表」の④欄「不支給1」に○印をつけて提出をお願いします。保険料や将来受け取る年金額にも反映しますので、適正な届出をお願いします。

●資格取得月・資格喪失月の取扱い

- ・資格取得した月(資格取得日以降)に支給された賞与は届出が必要となり保険料の対象となります。
 - ・資格喪失した月に支給された賞与は保険料の対象にはなりません。資格喪失日の前日までに支給された賞与については届出が必要となります。
 - ・資格取得した月に資格喪失となった場合で、資格取得日から資格喪失日の前日までに支払われた賞与については保険料の対象となり届出が必要です。
- ※将来の年金額には保険料の対象となったものが反映します。

社会保険料は納付期限内に納付しましょう。

平成24年6月分保険料の納付期限は平成24年7月31日(火)です。

ご注意ください

※平成24年6月分の社会保険料計算に係る届書は7月5日(木)までに到着するようお届けください。その後到着した場合は平成24年6月分の社会保険料計算に算入されない場合があります。